



資金決済法改正で変わる 利用者保護 —注目制度を読み解く—



山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ 代表

明治学院大学法学部非常勤講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

2025年に資金決済法が改正され、暗号資産・ステーブルコインの規制が強化されました。同年12月には金融商品取引法への移管を検討するワーキング・グループ報告書も公表されています。本稿ではこれらのポイントと消費生活相談におけるあっせんの実務を解説します。

💡 決済多様化と 送金による支払いの台頭

クレジットカード、コード決済、電子マネー等キャッシュレス決済の種類が増え、利用シーンに応じて消費者がさまざまなキャッシュレス決済の支払い手段を選択して支払うようになってきました。

キャッシュレス決済の場合、多くは販売者と消費者の間にクレジットカード会社などの支払手段提供会社に加え、プラットフォームや決済代行会社などの支払仲介業者が介在します。それに対し、消費者から販売者に直接資金が動く送金はより確実な支払方法といえますが、日常生活では消費者が販売者に直接送金して支払う場面はあまり多くはありませんでした。ところが、スマホアプリやプラットフォームの高度化により、より簡単に消費者から販売者に即座に資金を送る方法が増えています。インターネットバンキングやペイジー、ことら送金*などの銀行送金に加え、銀行以外の事業者による送金サービス(資金移動)や、暗号資産やステーブルコインを送金して支払う方法がそれにあたり、広い意味ではどれも「送金」(為替と表されることも)といえます。

💡 「決済」と暗号資産等の「送金」 の違い

消費生活相談業務の視点から、キャッシュレス決済と送金(銀行口座、資金移動、暗号資産やステーブルコインによる送金・支払い)の違いを明確に認識しておく必要があります。クレジットカード取引は商品やサービスを購入する契約と一体となっており、商品が届かない場合などには支払いを拒否できる(抗弁権の接続)「有因取引」であるのに対し、銀行口座、資金移動、暗号資産、ステーブルコインの送金は、単に資金を移動させるだけの行為で、お金を払った原因とは関係がない「無因取引」とみなされます。そのため、一度送金すると原則として取消しができません。

💡 暗号資産とステーブルコインの違い

次に、暗号資産とステーブルコインについて解説していきます。両者には技術面で共通する特徴と、電子データ(トークン)の価値のあり方に大きな相違があります。この「共通点」と「相違点」を明快に理解できることが重要です。

1. 共通点・技術仕様

暗号資産のトークン(価値をもつ電子データ)は、暗号技術を活用したブロックチェーンと呼ばれるデータ構造を持ち、さらにそのデータ構造を、1つのサーバーだけではなく、多数のコンピューターに分散して管理する仕組みが用いられています。この利点は、データの改ざんが実質的に不可能であること、分散管理によって、すべてのコンピューターが一斉にダウンしない限りデータ破壊などが生じないことです。ステーブ

* 10万円以下の個人間送金を対象として、「ことら送金」に対応しているスマホアプリから口座番号や携帯電話番号、メールアドレスなどを使って送金できるサービス

ルコインも基本的に暗号資産と同じ技術仕様に基づいて構成されるため、暗号資産とステーブルコインは、データの改ざんが起こりにくい点、データ破壊のリスクが極めて低い点に関して、共通した特長を有します。

2. 相違点・価値のあり方

一方で、暗号資産とステーブルコインの価値のあり方は異なります。暗号資産はその価値が保有者相互の取引で決まるため、場合によって価値が大きく変動するのに対し、ステーブルコインは発行者(管理者)が法定通貨などで裏付けるため、原則として価値が変動しません。例えば、代表的な暗号資産の一つ、ビットコイン(BTC)は、2025年10月6日に同年最高値の約126,000ドル(約1890万円)を記録しましたが、同年4月7日時点では約74,000ドル(約1070万円)でした。それに対してステーブルコインは価値が一定で、USドルに連動するUSDTやUSDCはどちらもドルと同額、日本円建てのJPYCは日本円と同額で取引されます。

国内で発行されるステーブルコインは、銀行が発行する場合と銀行以外の事業者が発行する場合とでその制度上の扱いが異なります。銀行が発行する場合(北國銀行「トチカ」等)、ステーブルコインの残高は預金の一部とみなされるのに対し、銀行以外の事業者によるJPYCの場合、資金決済法に基づき発行者のJPYC株式会社が「第二種資金移動業」の登録を受けているので、残高は資金移動の滞留金として扱われ、送金額と滞留金は1日100万円が上限となります。

3. 暗号資産／ステーブルコインの課題

暗号資産やステーブルコインはまだ一般的とはいえ、現状では「どうやって入手するのか」「決済にどうやって使うのか」などの点が分かりにくいことが課題といえます。インターネットバンキングやネット証券の利用経験がある人であればさほど難しいものではありませんが、経験の少ない高齢者や、インターネットでの操作が苦手な人などには大きなハードルがあります。そのような状況から、暗号資産購入資金と偽って現金を騙し取るような乱暴な詐欺の手口

も発生しています。また、この問題は価値が変動しないステーブルコインでも同様な可能性が指摘されます。

💡 資金決済法における暗号資産規制の経緯

暗号資産の普及を受け、2017年の資金決済法改正で「仮想通貨交換業」(現・暗号資産交換業)の登録制が導入されました。暗号資産の売買・交換・管理を行う事業者に登録を義務付け、利用者財産の分別管理、本人確認、マネーロンダリング(資金洗浄)対策の実施が求められることになりました。2022年改正では、ドルや円など法定通貨と連動して価値が安定するステーブルコインのうち、法定通貨に裏付けられたものを「電子決済手段」に位置付け、その発行・仲介を行う事業者にも登録制が導入されています。

こうして資金決済法は暗号資産規制の基本的な枠組みとして機能してきましたが、暗号資産をめぐる実態の変化とともに、制度の限界も浮き彫りになってきました。

💡 令和7年改正資金決済法のポイント

2025年6月6日に成立した改正資金決済法(資金決済に関する法律の一部を改正する法律)の主な改正ポイントは次の3点です。

(1) 資産の国内保有命令の新設

2022年11月に発生した米大手暗号資産取引所FTXの経営破綻の際、同社の日本国内子会社(FTXジャパン)が業務停止となり、日本の利用者が資産を引き出せなくなる事態が起きました。ところが、当時の資金決済法には業者の資産を国内に留め置く権限規定がなく、国外への資産流出を防止できないという問題がありました。今回の改正では、当局が暗号資産交換業者に対して資産の国内保有を命じることができる規定が新設されました。

(2) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業創設

改正前は、暗号資産の売買・交換の「媒介のみ」を行う場合でも、暗号資産交換業としての登録が必要でしたが、媒介のみを業とする事業者向

けに新登録業種「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」が新設されました。仲介業者は特定の暗号資産交換業者に所属する形となり、利用者から資産を預かることが禁止されます。Web3ゲームや事業会社による組み込みサービスなどの参入障壁を下げるのが目的です。

(3)クロスボーダー収納代行への規制適用

国境をまたぐ送金を行う収納代行業者への登録義務が新設され、オンラインカジノ等の無登録業者への取締りも強化されました。消費者による無登録業者経由での高額送金や、騙しとった資金が収納代行業者を経て海外へ送金される「資金洗浄」を抑制する効果が期待されます。

💡 金融商品取引法への移管を検討

2025年12月、金融庁の金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が報告書を公表しました。その骨子は、暗号資産交換業の規制を資金決済法から金融商品取引法へ移管するというものです。

移管が実現した場合、暗号資産交換業には基本的に第一種金融商品取引業と同等の規制が適用されることとなります。開示規制、インサイダー取引規制、課徴金制度、申告分離課税や暗号資産ETF(上場投資信託)解禁の実現可能性など、投資家保護の質が大きく変わる可能性があります。

同報告書に示された制度改革案は、2026年4月10日に政府が改正法案を閣議決定し、現在国会で審議中です。成立すれば2027年度の施行が見込まれますが、実際の移管までには相応の時間を要することに留意が必要です。

相談実務上は、不正送金被害の直接的な救済よりも、消費者の保有資産が適切に保全されるかという観点での制度変更と理解しておくといでしょう。

💡 相談現場での実際

2025年の改正により、資金洗浄防止策の強化や市場健全性が高まり、利用者の取引の安全性が向上することはメリットといえます。

一方で、暗号資産やステーブルコインの購入資金と騙されて指定された銀行口座にお金を振り込んだ場合などの被害者が保護されないことは以前と変わりありません。また、消費者が適正に送金していても、無因取引である以上、一度送金すると原則として取消しができません。さらに「価値が安定している」というステーブルコインのメリットが、詐欺の誘い文句として悪用される点にも注意が必要です。

暗号資産やステーブルコインが絡む被害を受けた相談者には、まず次の点を必ず確認してください。

- ①事実関係(いつ、誰に、何と言われ、どのようにして暗号資産を購入したのか、など)
- ②購入あるいは保有しているとする暗号資産またはステーブルコインの銘柄
- ③取引を行ったウォレットアプリやウェブサービスとその運営業者

騙されてお金を払ったのか、それとも順当に取引を行ったのかを見極めることが重要です。

次に、ウォレットアプリやウェブサービスを確認したら、その運営事業者の種別(交換業か仲介業か)、国内登録の有無を確認し、そのうえで、相談者が保有しているはずの暗号資産やステーブルコインの残高を確認してください。

相談者の意志で暗号資産を保有しているのであれば問題ありませんが、騙されて購入した場合などは、相談者の希望も踏まえて、売却して日本円に払い戻すなど、資産を保全する対策などもアドバイスできることが望ましいでしょう。

運営事業者が国内の登録業者であれば金融庁のウェブサイトにもその一覧と連絡先が開示されています。海外事業者の場合はアプリやウェブサイトでも問合せ方法を確認する必要があります。

暗号資産・ステーブルコイン関連の相談では、事実関係、銘柄、ウォレットと保有残高を速やかに確認し保全することが最初の対応となります。無因取引の性質からあっせんによる解決余地は限られており、被害額も高額になりやすいため、事件性が疑われる場合は早い段階で警察や弁護士への相談を促すことが不可欠です。